

インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本コミュニティケア株式会社(以下「JCC」という。)が学生に対して就業体験の機会を提供することにより、学生の就業意識の向上及び社会福祉に対する理解の促進を図り、もって開かれた地域福祉の促進のために行う学生の職場体験研修(以下「インターンシップ」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターンシップの対象は、学校教育法に基づく大学、短期大学、専修学校、高等学校等(以下「大学等」という。)に在学する学生で代表取締役が認めるものとする。

(インターンシップの種類)

第3条 JCC が実施するインターンシップは次のものとする。

体験型インターンシップ 特定の事業所において、体験的業務・行事を含む職場体験

(受け入れ期間及び研修時間)

第4条 受け入れ期間は、次のとおりとする。

原則 2 週間を超えない範囲で、必要であると認める期間で期間中 3 日以上研修とする。

- 2 研修時間は、原則として休憩時間を除き一日 8 時間、週 40 時間を超えない範囲とし、インターンシップの内容、研修先事業所又は学生の希望により開始及び終了時間を定める。

(事前準備)

第5条 事前にインターンシップを希望する大学等及び学生とは JCC が打ち合わせを行い、受け入れることのできる係、研修可能期間、その研修内容の調整を行う。

(受入手続)

第6条 前条によりインターンシップを希望する学生は代表取締役に対して、インターンシップ申込書(様式第1号)、ならびに推薦状(大学等からの推薦状がある場合等)を提出しなければならない。

- 2 JCC は、前項の申込書の提出があったときは、インターンシップを行う学生(以下「研修生」という。)の受入れの可否を決定し、インターンシップ受入可否決定通知(様式第2号)を学生及び大学に交付する。但し、大学への交付は必要により行う。

- 3 前項の規定により研修生の受入れを決定した場合、必要に応じ JCC,大学等において受入れの内容等を定めた覚書を締結する。

(研修生の身分及び報酬)

第7条 JCC は、研修生に対し、職員としての身分を付与しないものとする。

報酬について原則、支給しない

- 2 JCC は、インターンシップに係る申請時の居住地から研修滞在所までの交通費を原則支給する。但し支給は、公共交通機関使用で、(毎回、領収書を研修先事業所長へ提出)インターンシップ終了後とし、インターンシップ体験の実施が無い場合は、支給しない。

(服務)

第8条 研修生は、研修に専念し、法令(関係法令、JCC 就業規則等を含む。)を遵守するとともに、JCC の職員の指揮及び監督に従わなければならない。

- 2 研修生は、JCC の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 研修生は、インターンシップにあたり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。研修期間終了後も、また同様とする。
- 4 研修期間中は、研修開始・終了を確認するためタイムカードの打刻を行わなければならない。
- 5 研修生は、疾病その他やむを得ない理由により研修を欠席する場合は、研修開始時刻前に、受入事業所に連絡しなければならない。
- 6 研修生は、全各項の規定を遵守するため、JCC に対して誓約書(様式3号)を事前に提出しなければならない。

(研修)

第9条 研修生は、JCC との協議により別に定めた、インターンシップ実施計画書に基づき、研修を行い、その都度、研修の成果及び取り組みの評価を行う。

- 2 JCC は研修に要する費用を徴収しない。

(事故責任等)

第10条 大学等及び研修生は、研修中及びその往復中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、研修中及びその往復中の事故については、自らの責任において対応しなければならない。

(研修の中止)

第11条 JCC は研修生が、第8条第1項から第3項までの規定に違反した場合及び JCC

業務に、支障をきたすと認めた場合には、直ちに研修を中止することができる。この場合において JCC は、研修生及び大学等にその旨を通知するものとする。

(報告)

第 12 条 研修生は、インターンシップ終了後、速やかに、インターンシップ完了報告書(様式第 4 号)又は大学等において定められた、これに準ずる報告書を作成し、JCC に提出しなければならない。

2 研修生は、JCC との協議により、必要により研修成果の発表・報告を行わなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別に代表取締役が定める。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から適用する。